

親子関係存在確認請求事件について

事案の概要

本件は、大韓民国国籍を有するものとして日本で生まれ育ち、後に日本国籍を取得した上告人が、検察官に対し、上告人と亡A（日本国籍の女性）との間に分娩による親子関係が存在することの確認等を求める事案である。亡Aの養子が、検察官を補助するため本件訴訟に補助参加している。

原判決及び争点

◇ 原審は、上告人と亡Aとの間の親子関係の存在確認請求について、次のとおり判断して、訴えを却下した。

法例の一部を改正する法律（平成元年改正法）の施行（平成2年1月1日）前における、嫡出でない子の母との間の分娩による親子関係の成立については、法の適用に関する通則法の規定が適用されるのではなく、認知による親子関係の成立についての準拠法を定める平成元年改正法による改正前の法例18条1項が準用ないし類推適用されるから、子が出生した当時の母の本国法及び子の本国法の双方が準拠法として適用される。上告人と亡Aとの間の親子関係の存在確認請求に係る訴えは、上告人の本国法である韓国民法が定める出訴期間を徒過しており、不適法である。

◇ 最高裁における争点は、平成元年改正法の施行前における嫡出でない子の母との間の分娩による親子関係の成立についての準拠法（子が出生した当時の母の本国法か、母の本国法及び子の本国法の双方か。）である。

〔参考〕 「法例」は、平成元年改正法により一部改正され、平成18年に全部改正されて「法の適用に関する通則法」となった。

法例18条1項（平成元年改正法による改正前）

子ノ認知ノ要件ハ其父又ハ母ニ関シテハ認知ノ当時父又ハ母ノ属スル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定メ其子ニ関シテハ認知ノ当時子ノ属スル国ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

平成元年改正法附則2項本文

この法律の施行前に生じた事項については、なお従前の例による。

法の適用に関する通則法附則2条

改正後の法の適用に関する通則法の規定は、次条の規定による場合を除き、この法律の施行の日前に生じた事項にも適用する。